

令和6年度第1号外来水生植物対策業務 特記仕様書

1 業務名

令和6年度第1号外来水生植物対策業務委託

2 業務の目的

外来生物法で特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来水生植物は、琵琶湖や内湖、河川等で分布範囲を広げ大規模に繁茂し、生態系や漁業等への深刻な影響が懸念されたため、平成26年度から積極的な駆除を進めている。

本業務では、これらの外来水生植物を対象に、巡回・監視・早期駆除の作業を行うことにより、生育面積を大幅に減少し、低密度状態を持続させることを目的とする。

なお、この目的の達成のため、琵琶湖外来水生植物対策協議会（以下「甲」という。）は、本業務を受託者（以下「乙」という。）に委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）10月31日（木）まで

4 業務内容

（1）対象

本業務の対象は、侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリの3種（以下「水草」という。）とする。

これら3種の水草はどれも水中から陸上にかけて生育するが、本業務では、分散リスクの高い水際や水面・水中に茎葉を伸ばした個体・群落を駆除の対象とする。地下部分（根や地下茎）の完全な除去が難しい陸生の個体・群落は、基本的には対象としないが、侵入初期の箇所や駆除努力の集中で局所根絶が期待できる箇所等はその限りではなく、別途甲乙で協議して箇所ごとの対応を確認する。また、ヨシの植栽地の内側に生育する大群落についても、後述するオオバナミズキンバイに対する「淀川方式」以外の対象とはしない。

（2）概況把握と巡回・監視・駆除

① 概況把握

乙は、まず、本業務が指定する「概況把握必要箇所」（別添1参照）において、駆除対象となる水草の繁茂状況の現況確認を行う。この概況把握業務は、原則、後述する簡易ユニットによる体制で実施する。なお、小規模な個体・群落については、この際に駆除を実施しても差し支えないものとする。

② 巡回・監視・駆除

乙は、概況把握業務の終了後、本業務が指定する全ての監視区域（別添2参照）において、巡回しながら水草の生育状況を監視し、駆除対象となる個体・群落については、個々に生育状況のデータ（水草の種類、個体・群落の位置、生育状況等）を記録した後、駆除

する。この巡回・監視・駆除業務は、原則、後述する基本ユニットによる体制で実施する。また、駆除作業は、群落の成長・拡大状況に応じて数日に渡って実施したり、特定箇所で集中的に実施したりするなど、柔軟に対応できるものとする。

【留意事項】

1. 水草駆除に際しては、別途添付するマニュアルを参考にし、より効果的・効率的な手法を検討しながら実施し、必要に応じて、甲乙が協議し、順応的に改善を行うものとする。
2. 水草は、水面上や水中に展開する葉や茎だけでなく、水底の地中に伸びた根・地下茎の部分を含む植物体全体ができるだけ残さずに除去するものとする。特に除去作業後には、根や茎が水中・水底に残っていないことを確認すること。水草が他の抽水植物と混生している場合は、必要に応じて、混生した他の植物を含めて駆除すること。
3. 水草の断片が拡散して分布域の拡大を招くことのないようにするために、必要に応じて作業場所の周辺の水面をフェンス等で囲うとともに、葉や茎の断片を駆除現場に残さないよう、柄付きの網等を用いて丁寧に取り除くこと。
4. オオバナミズキバイのマット状群落については、甲乙が協議し、作業箇所やスケジュールを定めたうえで、「淀川方式」を連続して施工することにより現場での枯死を進めるものとする。

(3) 仮置き・処分

巡回・監視・駆除作業で回収した水草は、発生地の市ごとに以下の表に示す仮置き場で十分に減量・乾燥させたのち、それぞれ発生した市の取り決めに従ってクリーンセンター等へ搬入し、事業系一般廃棄物として焼却処分することとする。

【留意事項】

1. 仮置きの際には、強風などによる飛散を防止するため、水草の表面をビニールシート等で覆うこと。
2. 仮置き場へ運搬した水草は、均一に平たく伸ばして置き、十分に乾燥させること。また、定期的に上下を入れ替えるなどにより乾燥を促すこと。特に大津市北部クリーンセンターに運搬する水草についてはこれを徹底すること。
3. クリーンセンター等の状況により発生市内での処理が困難である場合には、甲と越境協議を行い市外の処分場へ運搬のうえ処理すること。
4. 仮置き場から処分場までの水草の運搬は、トラック等の自動車を用いること。また、水草は特定外来生物に指定されていることから、荷台をビニールシート等で厳重に覆い、運搬中に水草の断片や種子が飛散および落下しないようにすること。
5. クリーンセンター等への搬入に際し、甲からの申請等を要する場合は、乙は、駆除の記録とあわせて甲に依頼すること。

市	仮置き場	処分場
大津市	大津市防災拠点岸壁 (大津市苗鹿) (大津市内揚陸場より約 13km)	大津市北部クリーンセンター (大津市伊香立北在家町) (仮置き場より約 13km)
草津市	草津防災ひろば (草津市志那町) (草津市内揚陸場より約 3.6km)	草津市立クリーンセンター (草津市馬場町) (仮置き場より約 11km)

(4) 備考

乙は、本業務を適切に遂行するため、地元の地方公共団体や漁業協同組合、クリーンセンター等の機関との協議・調整を行うものとする。また、水草やその駆除作業に関する研究・調査の要望があった場合には、甲と協議の上、可能な範囲で協力すること。

5 設計

① 概況把握の作業ユニット<簡易ユニット>

本業務における概況把握は、操船者付の小型船に作業員が乗り込む体制で実施することを想定している。基本的には、小型船に操船者に加えて作業員1名が乗り込む計2名による体制で業務を行い、この体制を簡易ユニットと呼ぶ。

② 巡回・監視・駆除の作業ユニット<基本ユニット>

本業務における巡回・監視・駆除は、操船者付の小型船に作業員が乗り込む体制で実施することを想定している。基本的には、小型船に操船者に加えて作業員2名が乗り込む計3名による体制で業務を行い、この体制を基本ユニットと呼ぶ。

③ 基本ユニットにおける作業日数の計算

巡回・監視・駆除を現場の状況に応じて効率的・効果的に実施するには、小型船の使用が困難な場合や駆除作業を集中的に行うことが必要な場合など、上述の基本ユニットの編成では対応が難しい状況も想定される。そのため、作業日数の算出は実際の作業に従事する人工数（人日）を3で除したものを基本ユニットによる作業日数とし計上してもよいものとする。

④ 変更について

本業務における概況把握や巡回・監視・駆除の日数、駆除量および処分量は甲乙が協議した上で、必要に応じて、設計変更の対象とする。

6 業務管理

(1) 事業計画の作成

乙は、業務全体を適正かつ円滑に遂行するための事業計画を速やかに作成し、甲と確認・協議の上、事業を実施するものとする。この事業計画では、①各監視区域における巡回・監視・駆除の工程、②駆除した水草の仮置き場への運搬およびそこでの減量・乾燥のための保管方法、③クリーンセンター等への搬入計画について定める。なお、事業計画の作成

において必要であれば、琵琶湖外来水生植物対策協議会が令和5年度に実施した外来水生植物等生育状況調査業務委託の成果品を貸し出すものとする。

(2) 作業責任者

乙は、業務の円滑な推進を図るために十分な経験を有する作業責任者を配置するものとし、作業責任者は業務の全般にわたり技術管理を行う。

(3) 打合せ

事業着手前、事業計画提出時、成果品納入時の計3回に加えて、事業計画の変更等、必要に応じて打合せを行うこととし、原則として作業責任者が立ち会うものとする。また、乙は、打合せの記録簿を打合せ後に提出すること。

(4) 進捗報告

乙は、事業計画に基づいた進捗報告を2週間に1回程度の頻度で提出すること。

(5) 実績報告

乙は、本委託業務の完了後、下記書類を速やかに甲に提出すること。

- | | |
|--|----|
| ① 業務報告書 (A4) | 1部 |
| ・ 事業計画とそれに基づく駆除結果を簡潔に記載した概要（駆除後も残存している場合はその面積も記載すること）。 | |
| ・ 作業日ごとの日誌（各地区の図面、駆除前後の写真、作業状況） | |
| ・ 運搬・処分作業等の状況について記録したもの。 | |
| ② 電子データ（図面・写真等） | 1部 |